

(様式第2号)

入札参加資格確認書

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

1 工事名 富山産業展示館駐車場等整備工事

2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
②富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
③富山県における平成27・28年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、土木一式工事の等級がAの者として登載されていること。	( 該当 ・ 非該当 )
④富山県発注工事のうち、平成19年4月1日から入札参加資格の確認の申請の期限の日までの間に完成し、かつ、富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点が65点以上として通知を受けた同種工事の実績があること。 （上記実績がない場合は、富山県内における国の発注工事のうち、平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に完成し、かつ、工事成績評定点が65点以上として通知を受けた同種工事の実績があること。） ただし、元請として完成し、かつ、契約金額が500万円以上であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。	( 該当 ・ 非該当 )
⑤入札参加資格の確認の申請をする日までに、当該工事に配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある専任の監理技術者又は主任技術者を確保できること。	( 該当 ・ 非該当 )
⑥入札参加資格の確認の申請の期限の日から入札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	( 該当 ・ 非該当 )
⑦会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。	( 該当 ・ 非該当 )

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。